

特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会諸規程

運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会定款を受けて、本会の事業の円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものである。

(入会及び退会)

第2条 本会に入会を希望する者は、様式第1号（正会員）、様式第2号（団体会員）、様式第3号（賛助会員）の入会申込書を記入し、当年度会費を添えて、本会事務局に提出しなければならない。

(2) 本会を退会しようとする者は、様式第4号により退会届を本会に提出しなければならない。

(役員を選任)

第3条 役員を選任は、立候補者又は推薦候補者について行う。

(2) 役員を選任方法は、総会における議決又は投票により行う。

(顧問)

第4条 本会は、定款第20条の規定により、顧問を置くことができる。顧問は総会の議決を経て理事長が委嘱する。顧問は、理事長の諮問に応え、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(部、委員会及び支部)

第5条 本会は、本会の目的を達成するために、部及び委員会を置くことができる。部及び委員会の設置に関する事項は、理事長の委託を受けて理事会の議決により別に定めるものとする。部及び委員会には、それぞれに担当理事を配置する。

(2) 本会は、本会の目的を達成するために、支部及びブロックを置くことができる。支部の設置に関する事項は、の委託を受けて理事会の議決により別に定めるものとする。

(規程の変更)

第6条 この運営規程の変更は、理事会の議決により行う。

入会金及び会費に関する規程

(入会金及び会費の額)

第1条 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会定款第8条の規定にもとづいて、本会の会費を以下のとおりに定める。

- | | |
|--------|------------|
| ① 入会金 | 0円 |
| ② 個人会員 | 年会費 5,000円 |
| ③ 団体会員 | 年会費 5,000円 |

④ 賛助会員 年会費 一口 10,000 円（一口以上）

（会費の免除）

第 2 条 理事長は、理事会の議決を経て会費納入を免除することができる。

（会費の納入方法及び期限）

第 3 条 会費の納入方法及び期限については別に定める。

（入会金及び会費の変更）

第 4 条 この会費規程の変更は、理事会の発議により、総会の承認を得なければならない。

部及び委員会の設置に関する規則

（部及び委員会の設置）

第 1 条 本会は、運営規程第 5 条（2）の規定により、部及び委員会を置く。

（部の種目）

第 2 条 部は、定款第 3 条の目的を達成するため、総務部、研修部、調査研究部、広報部、事業部の 5 部を設置する。

（委員会の種目）

第 3 条 委員会は必要に応じて、理事会の議決を経て、理事長が設置する。

（担当理事の設置）

第 4 条 各部及び委員会にはそれぞれに担当理事を配置する。

（規則の変更）

第 5 条 この規則の変更は、理事会の議決により行う。

支部の設置に関する規則

（支部の設置）

第 1 条 本会は、運営規程第 5 条（1）の規定により、支部を置くことができる。

（2）支部には支部長を置き、本会との連携を図るものとする。

（部及び委員会の設置）

第 2 条 支部には必要に応じて、部及び委員会を置くことができる。

（部及び委員会の種目）

第 3 条 部及び委員会は、本会の部及び委員会に準じ、整合性が図れるようにする。

（2）支部には、支部運営委員会を設置し、支部運営を進める。

（3）各支部には、担当理事を配置する。

（支部会費）

第 4 条 支部は、支部会費を設定することができる。支部会費は、支部運営委員会の発議により本会理事会の承認を得なければならない。

（規則の変更）

第 5 条 この規則の変更は、理事会の議決により行う。

ブロックの設置に関する規則

(ブロックの設置)

第1条 本会は、運営規程第5条(2)の規定により、ブロックを置くことができる。

(ブロック担当)

第2条 ブロックにはブロック担当理事を置き、本会との連絡を図るものとする。

(ブロックの単位)

第3条 老人保健福祉圏域に従い、県内を10の地域(但し、北足立は「さいたま市」と「その他地区」に分ける)に分ける。

(ブロックへの所属)

第4条 会員は、勤務地又は住所地より、ブロックに所属する。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、理事会の議決により行う。

協会活動謝礼・費用弁償規則

(目的)

第1条 協会事業への会員の参加を促進することを目的とする。

(支給種目)

第2条 対象及び支給額等は、以下のとおりとする。

種目	支給額	摘要
研修会講師A	時給 5000円+交通費	協会内の研修会で組織内講師の場合
研修会講師B	時給 10000円(上限額)+交通費	協会内の研修会で組織外講師の場合
事業要員	実費	交通費
理事会参加	実費	交通費
理事長承認事項		理事会での承認

(適用範囲)

第3条 事業要員の範囲は、事前に理事会での承認を得るものとする。

(規則の変更)

第4条 この規則の変更は、理事会の議決により行う。

附 則

1. 本諸規程の施行日

総会の成立の日から